

平成22年2月15日
東 京 都

練馬区における地上部街路に関する話し合いの会 募 集 要 項

1. 目的

本要項は、練馬区における地上部街路に関する話し合いの会の開催にあたり、地域住民の公募方法について、必要な事項を定める。

2. 募集範囲

以下の区域に在住の者を対象とする。

練馬区 大泉学園町一・二・四丁目、大泉町二～六丁目、東大泉一～七丁目、三原台一～三丁目、土支田三丁目、谷原五・六丁目、高野台五丁目、石神井町二～八丁目、石神井台一～八丁目、上石神井一～四丁目、下石神井四～六丁目、上石神井南町、関町東一・二丁目、関町南一～三丁目、関町北一丁目、立野町

3. 募集人数

募集人数は下表のとおりとする。

地 域	募集人数
大泉学園町1, 2, 4丁目、大泉町2～6丁目、東大泉1～7丁目	2名
土支田3丁目、谷原5, 6丁目、三原台1～3丁目、高野台5丁目、石神井町2～8丁目	2名
石神井台1～8丁目	2名
上石神井1～4丁目、下石神井4～6丁目	2名
上石神井南町、立野町、関町南1～3丁目、関町東1, 2丁目、関町北1丁目	2名

4. 周知方法

練馬区報に掲載する。

募集範囲内の各戸にチラシ(応募用紙)を配布する。

5. 応募方法

参加希望者は、応募用紙を郵送するものとする。ただし、Faxも可とする。

応募用紙は、東京都、練馬区の担当課、区民事務所などに置くとともに、都のホームページからもダウンロード可能とする。

応募用紙の送付先は、東京都都市整備局都市基盤部街路計画課外かく環状道路担当とする。

6. 選出方法

応募者数が募集人数を上回った場合は、抽選会を実施し、話し合いの会の構成員を選出する。

抽選は、練馬区の立会いのもと、募集区分ごとに事務局(東京都)が実施する。なお、応募された方は立会いができることとする。

抽選結果については、応募者に通知するものとする。